那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に 係る許可等の技術基準

(趣旨)

第1条 那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(令和元年条例第2号。以下「条例」という。)に基づく太陽光発電設備設置事業に係る許可等については、条例及び那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則(令和元年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるところによるほか、この基準によるものとする。

(緩衝帯に関する基準)

- 第2条 規則第10条第2項第2号の規定による別表2で定める事業区域の面積が1へ クタール未満の緩衝帯の最低幅は、次のとおりとする。
  - (1)  $0.5 \land 2$  タール以上  $1 \land 2$  タール未満については 3 メートル、 $0.5 \land 2$  タール未満については 2 メートルを目安とするものとする。
  - (2) 事業区域の形状により前号の最低幅が確保できない場合は、部分的にこれ以下とすることができる。
- 2 規則第10条第2項第3号の規定による緩衝帯の外周に植栽する常緑樹の樹高は2メートル程度とし、隙間なく垣根状に植栽するものとする。

(フェンス等の工作物に関する基準)

第3条 規則第10条第2項第4号の規定による事業区域の境界に設置するフェンス等の工作物については、第三者が容易に取り除くことができない材料を用いるとともに、第三者が事業区域に容易に立ち入ることができない高さとする。

(排水施設等に関する基準)

- 第4条 排水方法については、事業区域の面積が1~クタールを超える場合においては、 原則として河川等へ放流することとする。
- 2 浸透施設を設置する場合は、原則として透水試験等を実施するものとする。
- 3 排水施設等の設計については、都市計画法の基準によるものとする。ただし、流出係数については、森林法の基準によるものとし、緩衝帯については林地又は草地、太陽 光パネルについては裸地として取り扱うものとする。
- 4 調整池等を設置する場合に、調整池等の外周に設置する転落防止柵は、次のとおりとする。
  - (1) 第3条で規定するフェンス等の工作物の高さが1.8メートル以上の場合は、転落防止柵は簡易なものとすることができる。
  - (2) 第3条で規定するフェンス等の工作物の高さが1.8メートル未満の場合は、転落防止柵は1.8メートル以上とする。

附則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。